

要 望 書

平素より、住民福祉向上のため、格別のご配慮を賜りまして住民ひとしく心から感謝申し上げます。

地域住民の悲願であり、地域の重要課題となっております下記事項につきまして、財政厳しい折とは存じますが、格別のご尽力を賜りますようお願いいたします。

記

1 幡多広域的な要望事項（幡多三市一町一村区長会連絡協議会）

- (1) 幡多地域における高規格道路建設促進と宿毛湾港の利活用が促進される路線計画について
- (2) 地域医療の確保について
- (3) 有害鳥獣対策について
- (4) 地震津波対策について

2 各市町村独自の重要要望事項

- (1) 国道441号の整備促進について（四万十市中村地域区長会）
- (2) 四万十川河口域の砂州問題について（四万十市中村地域区長会）
- (3) 県道50号有岡川登線の整備促進について（四万十市中村地域区長会）
- (4) 与市明川の抜本的治水対策について（宿毛市地区長連合会）
- (5) 大規模林道・清水～東津野線土佐清水市区間の早期改良について（土佐清水市連合区長会）
- (6) 県道足摺岬公園線整備促進について（土佐清水市連合区長会）
- (7) 主要地方道宿毛宗呂下川口線、一般県道宗呂中村線の整備促進について（土佐清水市連合区長会）
- (8) 県道安満地福良線(大月町芳ノ沢～橘浦間)の狭隘部分の早期整備完成（1.5車線）について（大月町地区長自治会）
- (9) 県道21号土佐清水－宿毛線の早期改良について（三原村区長会）
- (10) 県道46号中村－宿毛線の早期改良について（三原村区長会）

3 各市町村独自の要望事項

- (1) 国道439号中村～大正間の整備促進について（四万十市中村地域区長会）
- (2) 松田川(左岸)小高田地区堤防(既設)堤防用地の民有地(雑種地)買収について（宿毛市地区長連合会）
- (3) 松田川広域河川改修工事(松田川左岸)小高田地区未改修堤防の早期着工について（宿毛市地区長連合会）
- (4) 国道321号線小筑紫バイパスの早期着工について（宿毛市地区長連合会）
- (5) 県道4号線（宿毛～津島線）の拡幅改良工事の早期完成について（宿毛市地区長連合会）
- (6) 高石大橋の架け替え工事の拡幅・早期着工について（宿毛市地区長連合会）
- (7) 国道321号（大月町馬路坂峠～町道泊浦線分岐間）の改良整備の早期完成について（大月町地区長自治会）

要 望 事 項 要 旨

1 幡多広域的な要望（幡多三市一町一村区長会連絡協議会）

（1） 幡多地域における高規格道路建設促進と宿毛湾港の利活用が促進される路線計画について

現在、四国8の字ルートの早期整備に向け、広域のかつ機能的な高速交通ネットワークの形成が進められており、今年3月には須崎西ICから中土佐IC間が開通、更には、新直轄方式による中土佐ICから窪川IC間について、2012年度に供用開始予定となるなど、着々と事業進捗が成されていることに対し深く感謝いたしております。

しかしながら、幡多地域から高知市に至る道路状況は、未だ約3時間を要する地域もあるとともに、今後高い確率で発生するといわれる「東南海・南海地震」の際は、緊急輸送のための「命の道」として高速道路網のさらなる整備促進は欠くことのできないものになっております。

つきましては、地域産業の活性化及び観光振興並びに高速交通時代に向け、当地域の実情をご賢察いただき、幡多地域をはじめ、当地域以東の高規格道路の建設促進並びに平田IC～宿毛ICの早期完成と宿毛湾港を経由し利活用が促進される路線計画および宿毛・内海などの未着手区間の早期整備促進及び一般道路とのアクセス道路の整備促進に関し、格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

（2） 地域医療の確保について

昨今、医師不足は全国的な問題であります。本県のような地方都市にとっては特に深刻であり、その解決は緊急を要します。これは、平成16年度に開始された新しい医師臨床研修制度では、研修医が自由意思によって研修先を選べるようになり、大学医局に入局せずといわゆる3高（給料が高い、設備レベルが高く症例が多い、生活環境が便利である）の病院を研修先として希望するようになったことが発端となっています。これに対して大学病院としても人手を確保するために、既に関連病院に派遣していた医師を引き揚げ始め、大学医局から医師の派遣を受けていた地方の病院、特に公立病院では平成18年度に入って急激に医師の不足をきたすようになりました。

この状況に対しまして、県として地域医療を守るための緊急避難的措置を含むあらゆる手立てを講じることについて、格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

（3） 有害鳥獣対策について

有害鳥獣の被害につきましては、幡多郡内全域的な問題となっており、毎年効果的な対策について地域から要望をいただいております。そのような中、県からは各種助成制度による支援をしていただいております。そのような中、各市町村においても捕獲に対する報償金の支給や防護柵の設置に係る補助制度等の対策を行っていただいているところです。

しかし、現状では抜本的な対策がなく年々被害が広がっている状況にあります。このような有害鳥獣被害が続くのであれば、今後農業を続けていくことはできないという思いからか、農耕地を放棄する農家も増えてきている状況です。

また、捕獲した有害鳥獣の処分についても、一部地域では有害鳥獣の廃棄処理の対応

に苦慮しており、集約的な廃棄処分場の整備等の対策についてもご検討をお願いしたいと考えております。

つきましては、有害鳥獣対策への積極的な取り組みや廃棄処理場等の整備の検討をはじめとした対策について、予算増額に努めるなど、これまで以上にあらゆる手立てを講じることに、格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 地震津波対策について

本年、3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震では、想定していた宮城県沖地震のマグニチュードをはるかに超える地震が起き、同時に発生しました大津波は、想定外の規模・範囲及び甚大な被害をもたらしました。

本県でも地震津波の想定高や範囲が現在予測しているもので安全なのかという懸念も広がっており、安全な避難道の整備や避難場所の確保など、早急な整備を望む声が住民から多く寄せられております。

そして、幡多地区の市町村も今後発生するであろう南海地震（南海地震・東南海地震・東海地震の3連動も含む）により、市街地や山間部においても、建物の倒壊や交通網の寸断、土砂の崩落等による集落の孤立など大きな被害が起こることが想定されております。従って、西部地域の海岸線を結ぶ幹線道路である国道321号線の保全に努めていただきますよう要望いたします。

また、現在の津波の高さや地震による被害の想定の見直しには、時間を要することと、今後の国の予算配分も東北地方等の被災地復旧が最優先となり、予算確保も困難なこととは認識しておりますが、大地震による津波等の被害の想定の見直し及び地域の実情に応じた避難道や避難場所（避難タワー含む）について、装備品、備蓄品、公的支援（被災者の救出及び被災重傷患者の搬送体制の整備等）及び自主防災組織の運営の充実も、可能な限りの対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

2 各市町村独自の重要要望事項

(1) 国道441号の整備促進について

本路線は、四万十市の合併支援道路として、旧中村市と旧西土佐村を結ぶ唯一の幹線道路ですが、幅員が狭隘で急斜面や急カーブで見通しの悪い区間が多く、車両の通行に危険な箇所が随所に存在しています。また、台風や豪雨に伴う落石、道路冠水や雨量規制等で幾度となく全面通行止等の規制が生じており、中でも平成17年度の雨期には延べ約470時間に上る通行規制が生じるなど、幹線道路としての役割を担っていないのが現状で、救急搬送等にも多大な支障をきたしていることから、一刻も早い整備が強く求められております。

また、本路線は幡多圏域の観光資源である「四万十川・足摺宇和海国立公園・クジラに逢える太平洋」などの地域資源を最大限活用し、交流人口の拡大に一翼を担う道路であると同時に愛媛県とのネットワーク化を図るうえでも重要な意味をもっています。このように高いポテンシャルを秘めた路線であることから、地域活性化・ネットワーク支援・医療体制の強化を一刻も早く実現するため、本路線の早期改良整備に向けて格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 四万十川河口域の砂州問題について

四万十川河口には、下田港に入港する船舶の航路維持の目的で河口部に導流堤が設置されており、その左岸側には砂州が自然形成されておりました。この砂州は、外海からの波が直接下田港周辺又は周辺沿岸地域に直接打ち寄せることを防止する役割だけでなく、河口域に形成されているスジアオノリ、アオサ、シラスウナギの採捕を行う内水面漁場の確保にも大きな役割を果たしておりました。

しかし、平成17年9月洪水で砂州が消失して以来、近年の砂州ボリュームの減少から波浪に対する耐力が大幅に減少するとともに、消失後の復元に1年以上の期間を要するなど、減退及び復元の遅れが問題となっております。更に平成21年10月の台風では波浪により砂州の消失が発生、現在も消失した状態が続いており、航行時に横波を受けることで転覆事故が発生するなど、漁業関係者の生活に支障をきたしております。同様に初崎地区でも、波浪を抑止する砂州が消失したことにより河川護岸に被災を受けるなど、河口部において近年様々な被害が発生している状況です。これを受け高知県では土砂投入を行い深掘れしている河床の復元作業を実施中ではありますが、完全に復元するには長い期間を要することから河口部の汽水域環境への影響が懸念され、塩分変化により天然アオノリや貴重生物の生息環境が改変されることを大変危惧しております。

つきましては、このような事態をご賢察いただき河口砂州の早期復元に向けご尽力いただきますようお願い申し上げます。

(3) 県道50号有岡川登線の整備促進について

本路線は、国道56号と国道441号あるいは四万十川へのアクセス道路として、欠くことの出来ない幹線道路であります。

しかしながら、横瀬地区から手洗川地区にかけての山間部は、幅員が狭く急カーブが

多いため、大型バスの通行が不能の箇所があります。近年は、愛媛県方面や宿毛港着の客船を利用して、四万十川を訪れる観光客が増加しておりますが、大型観光バスは国道56号を大きく迂回している状況で、四万十川観光に大きな障害となっております。また、上ノ土居地区に建設した溶融炉が平成14年12月より稼働しており、旧西土佐村や旧中村市北部からのゴミの搬入には、本路線が最短距離であることから、観光面に加えて本路線の重要性は非常に高まっております。また、現在横瀬地区で進んでおります横瀬川ダム建設に係る資材等の搬送経路としても、本路線は非常に重要になってくるものです。

つきましては、本路線の早期改良整備について格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 与市明川の抜本的治水対策について

県道宿毛・城辺線は、与市明川の洪水の度に宿毛錦口・小深浦口の住宅及び周辺道路は冠水し、交通不能になります。

この県道は、宿毛湾港に通じる唯一の産業幹線道路であり、宿毛西部地域住民と宿毛街区を結ぶ生活道路、咸陽小学校への通学道、幡多地域への通勤道であり、迂回路のない、大きな役割を担った幹線道です。

なお、上流においても土石の堆積が限界に達しているため、早急に撤去をお願いすると同時に両岸の雑木の伐採等の環境整備を行い、抜本的な治水対策をされるよう、関係機関に働きかけ、錦川周辺の堤防整備と併せて内水処理施設建設を早期に計画されますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

(5) 大規模林道・清水～東津野線土佐清水市区間の早期改良について

この路線は林道としての機能はもちろんですが、国道321号線が不通となった場合のバイパス路線として重要であるとともに、自衛隊の無線中継施設と航空路レーダーなどの重要施設のある今の山へのアクセス道としても唯一の道路となっています。

この林道整備につきましては、緑資源機構が廃止されたことにより、現在県において整備が進められており、昨年度の回答におきましても大変重要な道として認識していただいているところであり、市民も1年でも早い完成を望んでおります。

土佐清水市～三原村間の内、三原分6.7kmはすでに完成しているため、残り土佐清水市分が1年でも早く完成できますよう、予算の大幅な拡大について格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 県道足摺岬公園線整備促進について

県道足摺岬公園線は、国道321号と足摺半島地区を結ぶ重要な路線であり「足摺宇和海国立公園」の観光景勝地足摺岬を循環する延長30.2kmの幹線道路で当市の観光産業及び水産業等にとっては欠かすことのできない路線であります。

このため、早急な整備が望まれますが、そのほとんどが国立公園の指定区域となっており、特に西回りの白簪周辺は特別区域のため、現道の拡幅等が困難で大型観光バスや

保冷車等の通行ができない状況であります。

つきましては、当路線の西回りの大浜～松尾区間の早期完成及び東回りの窪津工区の早期完成に向け、予算の大幅な拡大について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

(7) 主要地方道宿毛宗呂下川口線、一般県道宗呂中村線の整備促進について

宿毛宗呂下川口線（起点・宿毛市小筑紫と終点・土佐清水市下川口）は、国道321号に接続し、土佐清水市と宿毛市を結ぶ最短路線で沿線住民の生活道路及び国道321号の迂回路として、また近い将来確実に発生すると予測されている東南海・南海地震など災害時の緊急輸送路や医療機関への緊急搬送路として特に重要な路線であります。

また、県道宗呂中村線は土佐清水市、三原村、四万十市、宿毛市を結ぶ沿線住民には不可欠の生活基盤道路であります。そのほとんどが未改良区間で安全に通行できない状況であります。

つきましては、坂井～出会工区の早期完成と宗呂中村線の1.5車線的整備促進に向け、予算の大幅な拡大について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

(8) 県道安満地福良線（大月町芳ノ沢～橋浦間）の狭隘部分の早期整備完成（1.5車線）について

県道安満地福良線（大月町芳ノ沢～橋浦間）は、ほとんどが未改良区間で安全に通行ができない状況であり、大月町、大月あしたを創る会でも狭隘区間解消の道路改良促進に全力をあげて取り組んでいるところであります。

特に龍ヶ迫及び橋浦地区民においては、この県道が唯一の生活、産業の道であり、また緊急時の搬送路として重要な路線であります。

現在、1.5車線的整備を進めていただいておりますが、地域の実情、実態を十分ご理解くださいまして、早期の整備完成を切にお願い申し上げます。

(9) 県道21号土佐清水～宿毛線の早期改良について

本路線は、土佐清水市下ノ加江を起点として宿毛市平田町戸内に至る県道で、三原村の中心部を南北に結ぶ主要道路です。

この道路は、村内で最も交通量が多く、特に村内から国道56号線方面へ往来する生活・通勤・流通の要であり、また、歩きお遍路さんも年々増加している重要な路線です。

この路線で、特に早急に改良を要望する「1km」の区間は歩道も無く、又、見通しの悪いカーブもあり、通園通学時や日常の大型自動車の往来時など危険な状態が続いております。

また、この「1km」の区間は、定住促進を目的として平成12年より分譲を開始した星ヶ丘団地（約半数販売済）から保育所並びに小中学校までの通学区間にあたり、団地内、村営住宅など周辺地域から三原小・中学校児童生徒の約3割がこの区間を通過しています。

つきましては、今回特に要望する交通量の多い危険な通学路となっている「1km」

区間の早期改良整備に向けて、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 県道46号中村―宿毛線の早期改良について

本路線は、四万十市を起点として宿毛市に至る村の中心部を東西に結ぶ県道で、本村を經由して国道321号を接続させる地域の農業振興を図るための「高知西南地区広域農道」計画路線と連携した主要道路です。

しかし、現道においては、幅員も狭く、線形の悪い未改良区間も多く残っており、一部不通区間もあります。

この路線が改良されると、黒潮町から大月町を結ぶ重要路線となり、幡多地域の産業や観光振興の基幹道として地域住民より期待されているところです。

つきましては、全路線の改良促進と、今回特に柚ノ木～下切間における広野及び下切工区の早期改良整備に向けて、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

3 市町村独自の要望(県から文章で回答を求める事項)

(1) 国道439号中村～大正間の整備促進について

国道439号は、四万十川上流域の四万十町大正地域と下流の四万十市中村地域を結ぶ唯一の幹線道路であり、四万十川流域の連帯に必要不可欠であるとともに、観光振興をはかるうえでも非常に重要な路線です。

沿線では住民の創意工夫による産業振興、地域活性化に向けた様々な取り組みが展開されており、こうした取り組みにより市街地や近隣市町村住民との交流が広がるなど、着実に成果が現れつつあります。

しかしながら、その要となる本路線は杓子峠を含む両市町の境界付近に狭隘であるうえに急勾配・急カーブが連続、また、大型車の通行不能な箇所が残存し、地域のさらなる発展をはかるうえで大きな障害となっております。

また、四万十市より北部へ通じる本路線は、山地を走るため津波の被害を受ける心配もなく、海岸線を走る国道56号のバイパスとして、近い将来想定されている南海大地震の際には四万十市のみならず、幡多地域住民の生命を守る重要な役割を果たすものと思われまます。

以上の実情をご賢察のうえ、本路線の整備促進に、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 松田川(左岸)小高田地区堤防(既設)堤防用地の私有地(雑種地)買収について

松田川(左岸)堤防用地、和田字井流口3913-2番地(1,425㎡)は、私有地でありながら、堤防としての機能を果たしており、用地が未買収のままであり不自然であります。県宿毛土木事務所には、平成15年から未買収地であることを「口頭通告」してまいりましたのに、ひとつも進展が見られず、また平成10年度より、「固定資産税」が雑種地として課税されていること事態問題があると思ひ、平成21年5月19日、幡多土木事務所宿毛事務所長様に「松田川(左岸)堤防用地の私有地(雑種地)買収」について、陳情をしております。

早急に堤防用地とし買収されたく、ここに特段のご配慮をお願いします。

先送りは出来ません。昨年は尾崎知事様には、写真呈示しご確認していただき説明をさせていただいております。(宿毛市は、平成21年5月9日松田川(左岸)堤防用地「固定資産税」免除についての陳情後に現地確認をし、平成22年度より、当地を非課税としております。)

(3) 松田川広域河川改修工事(松田川左岸)小高田地区未改修堤防の早期着工について

小高田地区堤防(松田川左岸二ノ宮堰下流)(約300m)は、昭和43年第2次農業構造改善事業とし小高田地区の圃場整備は、昭和50年に竣工しており、川幅は約20m拡幅したものの、堤防は未改修のまま放置され、30数年を経過しております。

地域住民は、洪水のたびに冠水し、稲作に不安感を抱きながら、又護岸の竹やぶは密

生し、のび放題で水稻には日陰になるものの、洪水のたびにゴミや・流木の流入には、背に腹は変えられず、未改修堤防着工の思いは一年一年と強く、現地を再度視認していただき、ここに特段のご配慮をお願いします。

(4) 国道321号線小筑紫バイパスの早期着工について

国道321号線は、小筑紫地区内に入りおよそ1kmの区間、街並みを縦に2分する形で走っている旧規格による整備のためか歩道がなく、幅員が狭く近年大型ダンプ・保冷車・タンクローリー車が絶えず走る産業道路として、道路沿いには、保育園・小・中学校を抱えた通学路、生活道又宿毛市・大月町・土佐清水市との通勤道として大きな役割を担っております。

今後重大な事故が発生する可能性も否定できない状況でありますので、地域住民の生活や生命を守るとともに、より一層の産業経済等の発展のためにも、一日も早いバイパス道路の早期着工をしていただきたく、特段のご尽力を賜りますよう強く要望いたします。

(5) 県道4号線（宿毛～津島線）の拡幅改良工事の早期完成について

県道4号線の改良については、橋上地域の状況をご理解いただき毎年、高知県において拡幅工事を実施していただいておりますが、いまだ危険箇所が多く通行に支障を来しており早期の完成をお願いするところであります。

なお、施工の順位については、見通し良い直線では幅員が狭隘であっても危険を回避することが出来ますが、見通しの悪いカーブでは常に危険な状態でありますので、カーブ是正と待避所を兼ねた箇所から施工していただきたく、お願い申し上げます。

(6) 高石大橋の架け替え工事の拡幅・早期着工について

高石大橋の架け替え工事につきましては、昨年の本市の市政懇談会において、要望事項として提出し、担当課の回答として「道幅 4.0mで着工は平成20年度末との回答を宿毛土木事務所よりいただいている。」とのことであり、市長からも「道幅 4.0mは狭すぎるので、道幅 5.0m・歩道 2.0mとして市としても要望していく。」との回答もありました。この道路は通学路となっていて、将来予想される南海地震のバイパス道路としても重要ですので、拡幅・早期着工をお願い申し上げます。

(7) 国道321号線（大月町馬路坂峠～町道泊浦線分岐間）の改良整備の早期完成について

大月町馬路坂～弘見の中心街を抜けて町道泊浦線分岐までの改良整備は、工事も進行中ではありますが、国道321号線の改良整備なくして西南部地域の産業、観光、経済の発展は望めません。また、日常生活においても重大な影響を及ぼす現状です。

今後ともより一層のお力添えをいただき、改良整備の早期完成を切にお願い申し上げます。